

(令和2年度事業：令和2年5月の補正予算成立が前提となります)

幕別町頑張る事業者応援事業給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和2年3月～5月の売上が著しく減少しているもののうち、国の「持続化給付金」の支給対象外となる町内の企業や事業者に対し、臨時特例的な給付金を交付します。

1 交付金額 一事業者あたり30万円

2 交付対象事業者

- (1) 町内に主たる事務所又は事業拠点を有し、町内に本店所在地を登記している中小企業、小規模事業者または町内に住民票を置く個人事業者
- (2) (1)の事業者で令和2年3月から5月までのいずれかの月で、前年同月と比較して20%以上売上が減少しているもの(ただし、国の持続化給付金の対象者となる場合を除く)

※ 令和元年6月～令和2年3月に創業している企業、事業者は特例があります。

①令和元年6月～令和2年2月までに創業している場合は、創業期間の平均売上と令和2年3月～5月のうち最低売上月を比較してください。

②令和2年3月に創業している場合は、令和2年3月～5月の平均売上と最低売上月を比較してください。

3 提出書類

- (1) 幕別町頑張る事業者応援事業給付金申請書(様式1号)
- (2) 令和元年分(法人は前事業年度)の確定申告書類
 - ・法人：確定申告書別表一の控え、法人事業概況説明書(両面)の控え
 - ・個人：確定申告書第一表の控え、青色申告の場合は青色申告決算書(両面2枚)の控え、白色申告の場合は収支内訳書(両面)の控え※確定申告書の控えには收受日付印が押されていること
- (3) 売上減少となった月の事業収入額を示した帳簿等
- (4) 振込口座を確認できるもの(通帳の写し等)

4 支給時期

申請受付後、2週間程度を予定しています。(提出書類の不備がない場合)入金日は交付決定後に申請者に送付する「交付決定通知書」でご確認ください。

5 申請先 新型コロナウイルス感染予防のため、可能な限り郵送による提出をお願いします。

【郵送先】〒089-0692 幕別町本町130番地1 幕別町経済部商工観光課

【窓口提出】役場2階商工観光課、忠類総合支所、札内支所、糠内出張所

6 お問い合わせ、申請書請求先

幕別町経済部商工観光課 電話 0155-54-6606 【平日8:45～17:30】

申請書は幕別町ホームページからダウンロードすることができます。

役場職員をかたる詐欺にご注意ください。

職員が、訪問し通帳や重要書類をお預かりしたり、口座番号や暗証番号を聞くことはありません。

